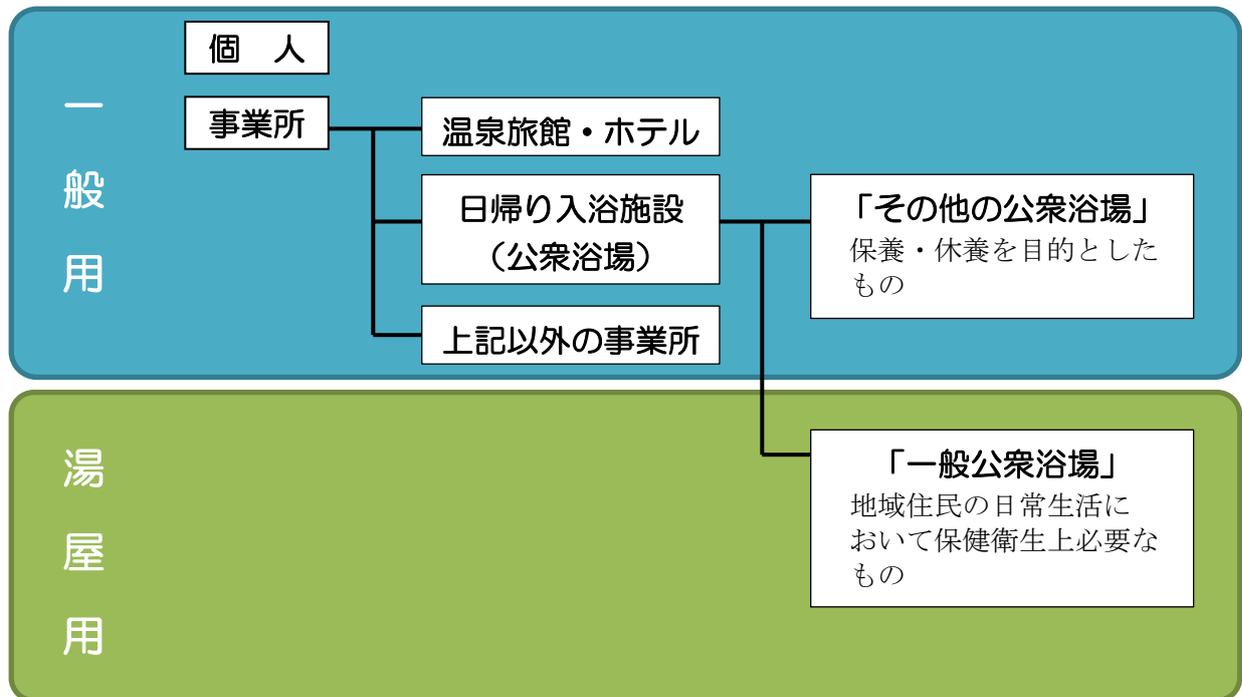


温泉入浴施設に係る下水道使用料について

1. 「一般用」「湯屋用」の区分について

本市の下水道使用料の料金表にある「一般用」「湯屋用」の区分について図で表すと、下の【図1】のようになります。

【図1】 那須塩原市下水道使用料の「一般用」「湯屋用」区分



公衆浴場とは、公衆浴場法により「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設」と定められており、これらの営業を行う場合は、都道府県知事の許可を得なければなりません。

そのうち、湯屋用の使用料が適用される「一般公衆浴場」とは、公衆浴場法に規定する公衆浴場で、物価統制令に基づき入浴料金の統制額の適用を受けるものをいいます。栃木県においては【表1】のとおり統制額が決められています（統制額は都道府県によって異なります）。

【表1】 栃木県の公衆浴場入浴料金統制額

大人 (12歳以上)	中人 (6歳以上12歳未満)	小人 (6歳未満)
390円	150円	80円

「一般公衆浴場」においては県が定めた統制額を超える入浴料金を設定することができませんので、本市ではその点を考慮し、一般用とは別に湯屋用の使用料を設け、負担を低く抑えています。

一方、「その他の公衆浴場」や温泉旅館・ホテル等の入浴施設には入浴料金の統制額は定められていませんので、湯屋用ではなく一般用の区分となります。

2. 温泉浴場の排水について

本市の下水道事業計画書上、板室・塩原ともに浴槽の温泉水は人為的な汚濁を受けていないことから河川放流とし、下水道による処理の対象とはしていません。ただし、洗い場等で使用する水は下水道に排水、処理されることになります。

●河川放流された温泉水
(下水道で処理されない水)

⇒下水道使用料はかかりません

●浴室の洗い場の他、厨房、トイレ等の水
(下水道で処理される水)

⇒下水道使用料がかかります

【図2】温泉浴場の排水設備設置例

